千早赤阪村新型コロナウイルス感染予防対策基本方針

本村は、「新しい生活様式」のもと、新型コロナウイルスの村民への感染を防止し、健康被害や生活への影響を最小限に抑えるとともに、感染予防対策に努めながら学校、社会経済活動、地域活動を両立させていきたいと考えています。

なお、感染予防対策として、国や大阪府の取組みや感染状況を踏まえつつ、次の対策を講じることとします。また、措置期間中に、国や大阪府の取組みが変更される場合などは、適宜、整理します。

１　村民の皆さんに対するお願い

緊急事態措置の要請期間は、「不要不急の外出・移動は自粛すること（医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外）。特に午後8時以降の不要不急の外出自粛の徹底」をお願いします。また、ご自身はもとより、家族や大切な人を守るため、村民一人ひとりが無症状でも感染している可能性を認識し、他人に感染させない慎重な行動をお願いします。

（１）「新しい生活様式」（令和２年５月４日厚生労働省発表）を日常生活に取り入れていただくようお願いします。

（２）うつらない・うつさない対策の徹底をお願いします。

・３密（密閉・密集・密接）の条件が重なる状況を回避。
・手洗い、咳エチケットなど一般的な感染予防の徹底。
・症状がなくてもマスクを着用。
・会話はできるだけ真正面を避ける。
・人との間隔はできるだけ２ｍ（最低１ｍ）程度の距離を確保。

（３）移動に関する感染対策も心がけてください。

・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
・帰省や旅行は控えめにし、出張はやむを得ない場合に。

（４）風邪症状や発熱などがあるときは休養をとり、事前に電話連絡で医療機関などに相談をお願いします。

（５）高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診してください。

２　事業者の皆さんに対するお願い

感染拡大の防止を図るため、事業者に対し、次の対応を行うことをお願いします。

（１）　緊急事態措置の要請期間は、午後８時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業継続な必要な場合を除き、午後８時以降の勤務を抑制すること。また、飲食店及び遊興施設については、下表のとおり営業時間短縮を実施すること。

	対象施設	要請内容
実施内容	【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む）	・営業時間を午後８時まで ・酒類提供（利用者による店内持ち込みも含む）はしない。 ・カラオケ設備の提供をしない。

（２）「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること。

（３）飛沫感染防止

・マスクの着用。

・アクリル板の設置等。

・可能な限り席と席の距離を取り、混雑時には入場制限などを実施。

・レジなどにおける近距離での行列の回避。

・ＣＯ２センサーの設置。

・施設の換気の徹底。

（４）接触感染防止

・共用部分の定期的な消毒。

・入口及び施設内に手指消毒設備を設置。

・同一の容器による試飲・試食や現金の直接の手渡しの回避。

（５）感染の可能性がある者の施設入場制限。

・従業員、来場者の検温や体調確認による入場制限。

（６）高齢者施設等においては施設における感染予防対策を徹底。

３　学校の再開

村立小中学校について、引き続き、平常授業で教育活動を実施します。

なお、教育活動にあたっては、最も感染拡大リスクを高める３つの条件（①換気の悪い密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）を極力回避した上で、引き続き、感染予防対策を施しながら対応します。

４　各種団体など行事（イベントなど）の開催について

行事（イベント・会議など）の主催者及び施設管理者の双方において業務別ガイドラインや施設ガイドラインにより担保され、かつ、感染防止の取組みが公表されている場合で感染予防対策を徹底した上で実施し、午後９時までに短縮することをお願いします。

※感染予防対策を行うことができないイベントなどは、引き続き、中止または延期の検討を要請します。

※資料１「イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン（基本編）」を参考に、イベントなどの形態に応じ必要な措置を講ずるよう要請します。

※飲食の提供は午後８時まで、酒類提供（利用者による持ち込みを含む）またはカラオケ設備の提供はしないこと。

５　村主催の行事（イベント・会議など）の開催

村が主催するイベントについては、基本的に中止または延期とします。会議については必要性により開催しなければならない場合は、資料１「イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン（基本編）」に示した対策を徹底した上で実施します。ただし、適切な感染予防対策が実施できない場合は、引き続き、中止または延期します。

６　村内公共施設の制限について

村内の公共施設については、感染予防対策を講じて開館します。資料２「村内公共施設における感染予防対策ガイドライン（基本編）」に示した対策を基本に、各施設における感染予防ガイドラインに基づいた対応を実施します（村ホームページ参照）。ただし、制限する施設は次のとおりです。

区分		施設名	制限内容など
制限する施設	屋外	村民運動場、テニスコート	使用時間午前 9 時から午後 8 時まで
	屋内	千早赤阪村Ｂ＆Ｇ 海洋センター	使用時間午前 9 時から午後 8 時まで アリーナ片面:利用上限数　25 人 ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ：利用上限数　　20 人 ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ：利用上限数　　30 人
		くすのきホール	使用時間午前 9 時から午後 8 時まで ホール：利用上限数 100 人 第 1 会議室：利用上限数 20 人 第 2 会議室：利用上限数 20 人 視聴覚室：利用上限数　12 人 第 1 和室：利用上限数　 7 人 第 2 和室：利用上限数　 9 人
		くすのきホール図書室	入室制限時間　30 分 入室制限数　６人
		村立郷土資料館	入館制限数　８人
		コミュニティホール	使用時間午前 9 時から午後 8 時まで 利用制限数 30 人

※詳細な利用制限は、各施設の感染予防ガイドラインに基づき実施します。

【感染予防対策の徹底】

ア　３つの密（密閉、密集、密接）の回避を徹底すること。

イ　大声での発声、歌声や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと。

ウ　適切な感染予防対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること。

７　感染者発生時

保健所などと連携を図りながら対応します。

８　措置期間

変更後の基本方針は、当分の間（令和３年８月２日から令和３年８月３１日まで）とし、感染状況により適宜、整理します。

資料１

イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン（基本編）

「感染拡大リスクの高い３つの条件」
１　換気の悪い密閉空間
２　多数が集まる密集場所
３　間近で会話や発声をする密接場面

イベント・会議など（以下「行事」という。）の開催にあたっては、上記「感染拡大リスクの高い３つの条件」を避けることを徹底し、対策を講じるものとする。

（１）行事の開催前の対応

①下記に該当する者は参加しないよう周知する。

ア　参加時に体温が高い（概ね37.5度）もしくは咳など感冒症状がある。

イ　過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした。

ウ　過去14日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある。

②参加者の多くが手に触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。

③参加者が会場に入る前に手洗いもしくは手指消毒を徹底する。

④参加者にマスク着用を徹底する（咳エチケットを勧奨する）。

⑤参加者名簿を作成するなど連絡先を把握する。

（２）会場の環境整備

①屋内における換気の実施（30分に１回は２方向の窓を開け外気による換気を行う）。

②人を密集させない（会議形式の場合は席の間隔を空ける。）。

③参加者の多くが手に触れる場所の定期的な消毒。

④手指消毒剤の設置。

（３）運営における留意点

①参加者を極力制限して密集を避ける（できるだけ２ｍ（最低１ｍ）空ける。）。

②時間の短縮に努める。

③近距離での発言、発声を最小限とする。

④食事の提供は、大皿などの取り分けは避け個別に提供する。

⑤人と人が接触する活動は禁止する。

⑥定期的に室内の換気を行う。

資料２　　内公共施設における感染予防対策ガイドライン（基本編）

１　再開に向けた考え方

・村内公共施設については、施設ごとに再開に向けたガイドラインを作成し、徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
・村外からの来館者などが多く訪れる施設など、多人数の入館が見込まれる場合については、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
・感染が生じた施設については、速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

２　感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

＜施設の環境整備＞

（１）手指の消毒設備、受付窓口などに飛沫飛散防止シールドの設置を行うこと
（２）「３つの密」を徹底的に避けること
※感染状況に応じ、徹底した感染予防対策が来館者及び施設管理者の双方において担保され、かつ、感染予防の取組みが公表される場合に100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合は、人数制限（例：使用面積を3.14㎡/人で除した人数、使用定員の50%以内）を設定するなど施設管理者が適切に判断する。
（３）定期的に換気を行うとともに、椅子の配置などに配慮し、人と人との距離を適切にとること（更衣室、休憩・待機スペースなど）
（４）ごみの廃棄は、ビニール袋に入れて密閉して縛ること

＜来館者＞

（１）体調が悪い場合、家族などで感染者が疑われる人がいる場合など自主的に参加を見合わせること
（２）必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと
（３）マスクの着用などの要請を行うこと
（４）基本的な感染防止対策の徹底などを行うこと（手洗い、手指消毒など）
（５）必要に応じ、入館時に検温などを行うこと
（６）来館者名簿を作成するなど連絡先を把握すること（感染経路の把握）
（７）大きな声での会話などをしないこと
（８）人と人との距離を２ｍ（最低１ｍ）以上確保すること

＜職員＞

（１）検温などによる体調管理を徹底すること
（２）マスク着用を励行すること
（３）その他、基本的な感染防止対策の徹底などを行うこと

３ 施設類型などに応じた対策

別紙１「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」、別紙２「施設類型ごとの取組例」を参考とすること。

４ 再開に当たっての留意事項

・指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者などとの協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。
・本ガイドラインを基に、施設の特殊性を踏まえた、施設ごとの感染予防対策ガイドラインを定めること。
・各施設における感染予防対策ガイドラインについては、村ホームページで公表することなどにより村民に明らかにし、その安心を確保すること。
・各施設における感染予防対策については、必要に応じて医師などに意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。